平成２２年（フ）第１９１号
北海道中川郡池田町字旭町６丁目18番地
債務者　吉田　利行
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
神奈川県座間市立野台２丁目３番18号　相模野ハイツ107号
債務者　菊池　一男
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３９１号
相模原市中央区清新５丁目４番17号
債務者　髙橋志保美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１６５号
長崎県佐世保市皆瀬町661番地　Ｋ－１－401号、旧住所長崎県佐世保市高天町11番21－1403号
債務者　渡辺　裕也
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2243番地３、旧住所長崎県佐世保市花高３丁目11番２－206号
債務者　天川　　守
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
長崎県佐世保市相浦町901番地３　フドー．ザ．キュービック304号
債務者　大戸　弘子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
長崎県佐世保市広田２丁目８番５号　セジュール松川Ｂ－201
債務者　柴田　鉄哉
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
長崎県佐世保市上町３番20号　藤田アパート１Ｆ
債務者　中村　和人
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷790番地、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2245番地10
債務者　山口　翔吾
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
相模原市中央区共和４丁目９番９号　レーヴティ207
債務者　小林　明美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３５８号
青森市沖館５丁目17番10号
債務者　大屋　静夫
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
青森市大字幸畑字阿部野171番地77
債務者　田中　睦子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
青森県上北郡野辺地町字前田１番地16
債務者　工藤　雅彦
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１００７号
東京都武蔵野市緑町１丁目２番３号
債務者　岡田　晴樹
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０１７号
東京都府中市住吉町１丁目65番地の５ヤクシンコーポＣ202
債務者　喜多　貴信
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部